

「特定技能1号」に繊維業が追加されました

特定技能1号とは、外国人技能実習生が日本国内で就労するための最長5年の在留資格です。2024年3月29日、政府は、これまでの12分野を16分野まで拡大し、繊維業は従来の「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」から変更した「工業製品製造業」の「追加業種」となることが閣議決定されました。

繊維業の追加にあたっては、追加要件を満たす必要があり、①国際的な人権基準を遵守すること、②勤怠管理を電子化、③パートナーシップ構築宣言の実施、④特定技能外国人の月給制給与の4つを挙げています。



出典：経済産業省（2024）「特定技能制度における繊維業の追加を踏まえた対応方針について（案）」6ページ。
[009_03_00.pdf \(meti.go.jp\)](#)（2024.04.23最終アクセス）。

繊維業における特定技能の受け入れに係る追加要件

なぜ？

繊維業の技能実習制度において、時間外労働に対する賃金不払等の違反が多いことから、違反をなくし適正な取引を推進するため、繊維業においては追加要件を設定する。

繊維業の追加要件	内容
	国際的な人権基準を遵守し事業を行っていること
	勤怠管理を電子化していること
	パートナーシップ構築宣言の実施
	特定技能外国人の給与を月給制とする

出典：経済産業省（2024）「製造業分野の特定技能制度について」3ページを基に作成。



ボーケンでは、国際的な人権基準を遵守していることを確認するために「CSR監査」を実施しています。お客様と共に品質支援をするパートナーを目指し、お客様の課題を特定し解決することをサポートし、サステナブル経営の実現が出来るように支援しています。

上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせください。

品質支援事業本部

東京 03-6863-8730
大阪 06-6577-0209



Instagramやってます！！